松山市にお住まいの難病等の皆さんと家族の方へ

松山市保健所　保健予防課　難病対策担当では、難病等の皆さんと家族の方に対して、病気の療養に関する相談や家庭訪問などを行っています。

療養上での悩みやお困りのことがあれば、お気軽にお問合せください。

◆療養に関する相談◆

保健師等の専門職が窓口、訪問、電話等で療養生活についての相談を行っています。

◆パーキングパーミット制度について◆

申請により、県内及び相互利用を行う全国の各府県の身体障がい者等用の駐車場（車いすマークがある駐車場）を利用するためのパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用者証）を交付します。

【お問い合わせ先】
松山市保健所　保健予防課　難病対策担当 松山市萱町六丁目 30−5
☎（089）911-1857　FAX（089）923-6062

◆障害福祉サービスについて◆

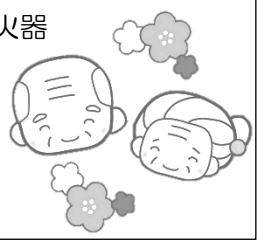
障害者総合支援法で定められた対象疾病については、身体障害者手帳の有無に関わらず、申請により、必要と認められた障害福祉サービス等を受けることができます。

※所得に応じて、自己負担があります。

障害福祉サービス
○居宅介護　○重度訪問介護　○同行援護　○短期入所　○療養介護　○生活介護　○就労支援　等

日常生活用具　※各種目に対象要件あり
○便器　○特殊マット　○特殊寝台　○特殊尿器　○体位変換器　○入浴補助用具　○Ｔ字杖・棒状杖
○移動・移乗支援用具　○電気式たん吸引器　○ネブライザー　○パルスオキシメーター
○移動用リフト　○居宅生活動作補助用具　○特殊便器　○訓練用ベッド　○自動消火器
○非常用電源(令和６年度から対象者の要件を変更しました。)

補装具　※各種目に対象要件あり
○視覚障害者安全杖　○義眼　○眼鏡　○補聴器　○義肢　○装具　○車いす
○歩行補助杖　○歩動車いす　○姿勢保持装置　○重度障害者用意思伝達装置



【お問い合わせ先】
松山市役所 障がい福祉課（市役所別館１階）　松山市二番町四丁目 7−2
障害福祉サービスについて　☎（089）948-6719　FAX（089）932-7553
日常生活用具及び補装具　☎（089）948-6369　FAX（089）932-7553

◆避難行動要支援者支援制度について◆

地震や風水害等の大災害発生時に、近隣協力員や民生委員等が、危険が迫っていることへの連絡や、避難誘導等を行うために、名簿登録をします。詳しくは障がい福祉課へお問合せください。

【お問い合わせ先】
松山市役所 障がい福祉課（市役所別館１階）　松山市二番町四丁目 7−2
☎（089）948-6353　FAX（089）932-7553

２０２６年１０月作成

その他の窓口

◆難病に関する相談窓口◆

愛媛県難病相談支援センター（愛媛大学医学部附属病院総合診療サポートセンター内）

愛媛県内すべての難病患者さんやご家族の方からの電話・面接相談（面接相談は要予約）、難病に関する資料・情報の提供等を行っています。

【お問い合わせ先】　**愛媛県難病相談支援センター**
東温市志津川　　☎ ０８９（９６０）５０１３
月・水曜日　９：００～１２：００、１３：００～１５：００
金曜日　　９：００～１２：００
（年末年始・祝日・休日を除く）

◆介護保険サービスについて◆

介護保険サービス対象の人（65 歳以上の人、または 40 歳以上 65 歳未満の人で特定疾病の人）は、状態によりヘルパーの派遣やショートステイ、車いす、ベッド等のレンタルなどの介護保険サービスを利用できる場合があります。

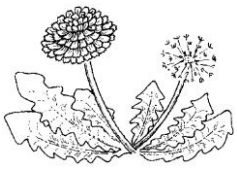
～介護保険の特定疾病に指定されている指定難病～
〇パーキンソン病　〇進行性核上性麻痺　〇大脳皮質基底核変性症　〇脊髄小脳変性症
〇後縦靭帯骨化症　〇脊柱管狭窄症（広範脊柱管狭窄症）〇早老症
〇関節リウマチ（悪性関節リウマチ）　〇筋萎縮性側索硬化症　〇多系統萎縮症

【お問い合わせ先】　**松山市役所　介護保険課（市役所別館２階）**
松山市二番町四丁目７−２　　☎ ０８９（９４８）６８４１
FAX ０８９（９３４）０８１５

◆身体障害者手帳について◆

原因となる疾患に関わらず障害の程度により（申請のうえ、審査で認定された場合）手帳が交付され、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できます。

【お問い合わせ先】　**松山市役所　障がい福祉課（市役所別館1階）**
松山市二番町四丁目7−2　　☎ ０８９（９４８）６０１７
FAX ０８９（９３２）７５５３



２０２６年１０月作成